

答弁書第一七七号

内閣参質一八〇第一七七号

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出東日本大震災復旧・復興関係経費の不用額に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。



参議院議員若林健太君提出東日本大震災復旧・復興関係経費の不用額に関する質問に対する答弁書

東日本大震災復旧・復興関係経費については、予算編成過程において東日本大震災の被害状況等を勘案し、真に復旧・復興に資する施策かどうか等について査定を行うとともに、東日本大震災からの復旧・復興の早期の実現に向けた十分な経費の確保の要請も踏まえつつ、平成二十三年度第一次補正予算、第二次補正予算及び第三次補正予算において必要な予算を計上したものである。お尋ねの執行残額の一部を不用額とした理由については、予算の各項目にその理由を整理していないため、お答えすることは困難であるが、東日本大震災復旧・復興関係経費の予算編成過程において、東日本大震災による被害状況等を基に推計した所要額を、実際の所要額が下回ったこと等により、災害復旧等事業費（公共土木）、災害公営住宅等整備事業費、学校・社会教育施設等災害復旧費及び災害復旧等事業費（農林水産業施設）等の一部が不用額となる見込みである。

東日本大震災復旧・復興経費に関する同年度第一次補正予算及び第二次補正予算に係る剰余金は、東日本大震災からの復旧・復興のために確保した財源に由来することから、東日本大震災からの復旧・復興に活用することが基本と考えており、今後、平成二十五年度予算までに東日本大震災復興特別会計に繰り入れる予

定である。